

○日時：令和7年（2025年）12月19日（金）15時～16時15分

○場所：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

○会議形式：対面

○出席者：委員11名、事務局（県、菊池市、甲佐町、八代市）、熊本県国民健康保険団体連合会

○会議の成立等

- ・熊本県国民健康保険法施行条例第7条第2項に基づき、各代表1名を含む過半数の委員の出席があるため会議成立
- ・審議会等の公開に関する指針により公開

○報道機関、傍聴者：なし

○議事

- 1 子ども・子育て支援納付金の算定方法について【諮問】
- 2 令和8年度（2026年度）国保事業費納付金・標準保険料（1人当たり保険料）の算定結果について【報告】
- 3 令和8年度（2026年度）の開催予定について【報告】

1 開 会

2 熊本県挨拶

（篠田健康局長）

- ・本日は、本協議会に御出席いただき、また、年末のお忙しい中、県庁までお越しいただき感謝申し上げます。
- ・この協議会が取り扱う事務として、国保の納付金の徴収に関することがあり、その中に子ども・子育て支援金というものがある。令和5年にこども家庭庁が設置されたときに、少子化対策の財源不足の問題があり、税で取るのか、社会保険料で取るのかという話があり、国での議論の結果、社会保険料に上乗せする形で取りましようという形になった。
- ・その子ども・子育て支援金が、令和8年4月から新しく上乗せして徴収される。この納付金に関して、本日もお話しさせていただく。内容が難しい部分もあるが、いろいろな御質問、また忌憚のない御意見をいただきたい。本日はどうぞよろしくお願いする。

3 議 事

1 子ども・子育て支援納付金の算定方法について【諮問】

（倉田会長）

- ・先ほど局長からもお話があったように、本日は、国民健康保険料とあわせて徴収される子ども・子育て支援金の納付金額の算定の話ということで、非常に複雑で込み入った話になるかと思うが、皆さんの忌憚のない御意見・御質問等をよろしくお願いする。

- ・それでは議事 1 について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事 1 について、資料 1 及び 2 に基づき説明。

(倉田会長)

- ・議事 1 は、子ども・子育て支援納付金を各市町村に納めてもらう際の計算方法についての諮問である。まず、委員の皆様から御質問等があればお伺いしたいが、いかがか。

(牛島委員)

- ・資料 2 の 11 ページ左上にある県全体の子ども・子育て支援納付金額について、熊本県に配分されているのだと思うが、この金額の根拠は、加入者人数ということによろしいか。

(事務局)

- ・国民健康保険における都道府県間の配分については、18 歳以上の被保険者の割合に応じて行われている。

(牛島委員)

- ・保険料の仕組みと構成が都道府県によって異なるので、子ども・子育て支援金についても都道府県の事情に合わせて考えてくださいというのが国の方針ということだと思う。国としては、もう少し広域というか、国全体で均てん化するような方向ではなく、今のところは、この仕組みでいくということなのか。

(事務局)

- ・現時点では、国としてもこの仕組みを継続する方向ということである。

(牛島委員)

- ・他の県もそうだと思うが、毎回こうやって議論するのは大変で、県によって差がつくというのもあまりよくないと思うので、本来は国で統一してもらう方がよいと思う。そういったところは、国への要望をお願いしたい。

(堀口委員)

- ・18 歳以上の被保険者に賦課されるということだが、18 歳で仕事をしていない学生の方もいるので、親御さんにとってはまた負担が増す。また、資料 2 の 14 ページを見ると単身世帯が 5,000 円以上となっている。他の世帯は 2 人で 6,000 円なので、なぜこんなに単身世帯に課税されるんだろうと。この場で言ってもどうしようもないことだとは思いますが、そのように思った。

(倉田会長)

- ・児童福祉法上で、「子ども」というのが 18 歳ということになっている。個別事情とし

ては様々だとは思いますが、国が政策としてやっていく以上は、どこかで線引きをしなければいけないので、児童福祉法上の定義等を考えると、18歳というような線引きにも一定の合理性があると思う。もし何か補足があれば事務局から願います。

- ・ 2点目について、資料2の14ページのところで、2方式・3方式と二つの考え方がある中で、熊本県としては2方式を採用したいという諮問を今回いただいている。これに対して堀口委員の御意見としては、どうしても単身世帯にとっては額が上がってしまうと、この点はどうかというご意見だったと思う。
- ・ この2方式と3方式を比べていただくと、3方式では平等割というものが増えている。これは世帯別平等割というもので、1世帯当たりいくらという形で算出される保険料ということになるので、世帯構成員が1人であろうが、5人であろうがかかってくる費用ということになる。そういう意味では、どうしても1人の世帯と5人の世帯を比べると、世帯別平等割が入ってきてしまうことで、1人の世帯に負荷がかかってしまうため、このような結果になっている。他方で、事務局からも説明があったように、子どもが多い世帯、人数が多い世帯にとっては、3方式の方が有利ということもある。
- ・ 今回の子ども・子育て支援金については、資料2の13ページの1の算定方式のところだが、18歳未満の均等割額が全額軽減されることから、子どもが多い世帯の不利益はあまり考えなくてよい方式になっている。また、事前説明のときに伺ったと記憶しているが、熊本の場合は非常に単身世帯が多いということで、そこにも配慮できる方式ということで、2方式を採用したいということだったかと思う。この点、事務局から補足を願います。

(事務局)

- ・ まず今会長からお話が合った単身世帯の件について。熊本県において単身世帯が多いというよりは、全国的に国民健康保険の被保険者に単身世帯が多いという状況。
- ・ 1点目の子どもという考え方の部分は、会長が言われたとおり、どこかで線引きをしないといけないというときに、児童手当の対象者と同じような考え方で線を引くということと考えている。
- ・ 2点目、先ほどお話をあったとおり、資料2の14ページのシミュレーションを見たときに、単身世帯の1人当たりの支援金の額が高くなっている。これは構造上の問題であり、国保の保険料は、所得割と均等割（応能割と応益割）で取るという形になっている。先ほどの説明のとおり、今回のシミュレーションは単身世帯であっても、2人世帯であっても、所得が同じという仮定で行っており、所得割のところは同じ金額になっている。熊本県ではこの所得割を取らないとか、そういうことはできない。法令にのっとった方法のうちでは、3方式よりは2方式の方が単身世帯の方々の負担も軽減できる制度設計だと考えている。

(倉田会長)

- ・ 堀口委員、よろしいか。

(堀口委員)

- ・ 決まっていることだが、ちょっとどうかと思ったので質問した。

(倉田会長)

- ・貴重な御意見をいただき感謝する。

(牛島委員)

- ・所得割について、賦課の限度額はどのように考えればよいか。

(事務局)

- ・現時点で、子ども・子育て支援金については、国から賦課限度額がまだ示されていない状況。

(堀口委員)

- ・所得が低い方はどうなるのか。

(事務局)

- ・所得が低い方に対しては、医療分保険料などと同様に、均等割の軽減措置が行われる見込み。

(倉田会長)

- ・一定の配慮はなされるだろうということかと思う。
- ・他に質問がなければ、今回の諮問について、本協議会としては事務局から説明があった方法で算定することを承認するということよろしいか。

※各委員からの異議なし

(倉田会長)

- ・それでは議事1の子ども・子育て支援納付金の算定方法については、諮問のあった内容どおりということにさせていただき、答申書を記載するに当たって、細かな修正等があれば、私に御一任いただくということよろしいか。

※各委員からの異議なし

(倉田会長)

- ・それでは、議事1の審議を終了とする。

2 令和8年度(2026年度)国保事業費納付金・標準保険料(1人当たり保険料)の算定結果について【報告】

(倉田会長)

- ・議事2について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事2について、資料3に基づき説明。

(倉田会長)

- ・委員の皆様から、御質問・御意見等があればお願いします。

(紫垣委員)

- ・資料3の2ページの⑨⑩のところで、市町村個別の支出・収入という説明があったが、将来的に県全体で保険料等を統一していくということになったときに、市町村独自の色々な保健事業、健康づくり等の「ひょうそく合わせ」はどのようになるのか。

(事務局)

- ・現在の状況ということで説明をさせていただく。県としては、保険料を充当する保健事業についてある程度合わせていきたいと考えている。ただし、市町村ごとに医療機関の状況に差異があるといった面もあり、完全に同じにすることは困難ではないかとも考えている。先行自治体では、金額ベースで、例えば被保険者一人当たり〇円保健事業に使うというのを決めて、その範囲内で、それぞれの市町村が保健事業を実施するというような取組も行われている。そういった先行自治体の状況などを踏まえて、市町村と協議していく予定。

(紫垣委員)

- ・資料3の4ページに市町村別の算定結果が載っているが、水俣市・芦北町・津奈木町は保険料が他市町村の半額程度になっている。これは何か背景があるのか。
- ・資料1の5ページで、国の公費が県と市町村に入っているが、これは資料3の2ページの市町村個別の収入となるのか。

(事務局)

- ・1点目については、保険料水準統一に向けた課題の一つであり、市町村とともに確認・検討をしていこうという話をしているところ。水俣病に係る公費の投入割合が影響しているのではないかと推定しているが、十分精査できていない。
- ・2点目の国の公費については、委員の御認識のとおり、県向けに交付される分と市町村向けに交付される分がある。この点についても、保険料水準の統一に当たって、市町村向けに交付される公費をどこまで県全体の分として取り扱うことが適当なのかを検討している。ある程度方向性が決まったら、本協議会の場でも説明させていただきたいと考えている。

(倉田会長)

- ・保険料水準の統一ということで、保健事業を平準化するときに、できるだけ高いサービスを提供している市町村の方に近づけるような形で拡充を図っていただけると、被保険者としてはありがたいのではないかと。よろしくお願いします。

(堀口委員)

- ・資料3の3ページのところで、診療費実績の伸び率が鈍化しているという説明があったが、何か要因はあるのか。

(事務局)

- ・令和2年度に新型コロナを受けて受診控えがあったため、その反発で、翌年度以降の1人当たり診療費が高水準で回復・上昇した。令和7年度分の算定で使用した令和4年度から令和5年度の伸び率は、その水準がある程度維持されていたものと考えている。
- ・一方、令和8年度分の算定では、令和5年度から令和6年度の伸び率を使っており、受診控えからの反発の影響が薄まり、伸びが鈍化したものと推測をしている。

(堀口委員)

- ・鈍化した理由は、受診控え、ジェネリックへの移行などか。

(事務局)

- ・具体的な分析は十分できていないが、委員が言われたような薬価の影響なども考えられる。全体として見たときに、一旦新型コロナのときに落ち込んだものが回復をしてきて、ある程度の水準に達したというようなことが大きく影響しているのではないかと推測をしている。

(堀口委員)

- ・医療機関を受診する人数、診療に行く人の数が減ったということは考えられるか。

(事務局)

- ・現在のところ、十分な分析はできていない。

(倉田会長)

- ・被保険者の受診行動というのは、医療費の財政に非常に大きな影響を与える。マイナンバーカードが普及してきたことで、データ等も取りやすくなっているかと思うので、分析のための検討などもさらに進めていただけるとありがたい。

(事務局)

- ・県単独でできる範囲も把握しつつ、(できない場合には)国にも要望をしながら、精緻に分析できるようにしていきたい。

(富田委員)

- ・今回の仮算定とは直接は関係しないかもしれないが、県における保険料の統一化に向けて、市町村間での保険料の差の是正が課題だと思う。色々な市町村の国保運営協議会に参加させてもらっているが、その市町村が統一に向けてどの程度のレベルにあるのか、なかなか本音が聞けない部分もある。市町村へのアドバイスに活用できる資料などをもらえるとありがたい。

(事務局)

- ・県でもその点が一番の課題と認識している。
- ・各市町村の保険料がどれぐらいの水準にあるのか、ストレートには比較できず、モデルケースで比較する必要がある。県でモデルケースを設定した上で試算を行い、市町村に示しているところ。市町村によっては、差が大きい現状があるため、今後どのように合わせていく予定かを確認させていただいている。
- ・本協議会の場でも、いずれかの時点で、各市町村の現状と取組の進捗について説明させていただこうと考えている。

(倉田会長)

- ・熊本県では、相対的に全国よりも早く保険料水準の統一を進められている。影響を大きく受ける市町村には、ぜひ情報提供や共有をよろしく願います。

(紫垣委員)

- ・収納率の話があったが、いくつかの保険料の区分があって、ある部分は徴収できるがある部分は徴収できないというようなことになったときに優先順位はあるのか。

(事務局)

- ・これは市町村でどのように徴収しているかという質問と認識。市町村では、基本的には全区分を合計した保険料で納付してもらう形にしていると聞いている。委員が言われたような（ある部分は徴収できるがある部分は徴収できないという）ことにはならないと考えている。

(紫垣委員)

- ・徴収できるかできないかということで、部分的にできるというものではないということか。

(事務局)

- ・徴収の仕方には分割徴収というのがあり、金額を分けて徴収するということはある。例えば、子ども・子育て支援金分は納付しないとか、医療分だけ払うとか、そういった対応はなされていない。(出席市町村にも確認)

(倉田会長)

- ・収納率は保険制度がうまく動いてるかのメルクマールになると思うので、様々な軽減制度なども活用しながら、対応いただければと思う。

3 令和8年度(2026年度)の開催予定について【報告】

(倉田会長)

- ・令和8年度の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- ・議事3について、資料4に基づき説明。

※令和8年度の国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果については、令和8年2月頃に書面での報告を予定していることも併せて説明。(資料3p.3の朱書き部分)

(倉田会長)

- ・確認だが、令和8年度本算定の結果は、審議ではなく報告という形になるということによいか。

(事務局)

- ・例年、本算定の結果は諮問ではなく報告という形になっている。今回はもう一度会議を開いて報告するのではなく、書面で報告させていただく予定。

(倉田会長)

- ・事務局から日程等の説明があったが、委員の皆様から何か御質問等はあるか。

※各委員からの質問等はなし

(倉田会長)

- ・来年度は少し回数が増えるということで、皆様にお目にかかる機会が増えるのかなというところ。御質問がなければ、本日予定をされていた議事については終了したので、進行を事務局の方にお返しさせていただく。

(事務局)

- ・倉田会長及び委員の皆様におかれては、本日も貴重な御意見いただき感謝する。本日いただいた御意見を踏まえて、適切な国保運営に努めて参りたい。
- ・なお、説明させていただいたとおり、令和8年度の国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果については、書面により報告させていただく。

4 閉 会